

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

ページ

○衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者	一
○衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時	二
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者	二
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時	二
○衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することができる金額	二
○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)	二
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙長の事務を行う場所	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙長の事務を行う場所	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙長の事務を行う場所	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙長の事務を行う場所	四

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙長の事務を行う場所	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙長の事務を行う場所	五
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	五
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所	五
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時	五
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所	五

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第百十九号)第八十条の規定により、平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、宮城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

衆議院小選挙区選出議員選挙

宮城県第一区

選挙長 仙台市若林区南材木町三八番地の二 佐藤 健 一

同職務代理者 仙台市青葉区宮町二丁目一番三三・三〇三 池田 敬 之

宮城県第二区

選挙長 仙台市若林区南材木町三八番地の二 佐藤 健 一

同職務代理者 仙台市青葉区宮町二丁目一番三三・三〇三 池田 敬 之

宮城県第三区

選 挙 長 仙台市青葉区東勝山三丁目三二・二
 同職務代理者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷三丁目一八番の一〇
 宮城県第四区 小林 一 裕

選 挙 長 仙台市青葉区東勝山三丁目三二・二
 同職務代理者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷三丁目一八番の一〇
 宮城県第五区 吉田 幸 彦
 小林 一 裕

選 挙 長 仙台市青葉区高森四丁目二番地の一五
 同職務代理者 仙台市青葉区高森四丁目二番地の一五
 宮城県第六区 川村 武
 高橋 裕 喜

選 挙 長 仙台市青葉区高森四丁目二番地の一五
 同職務代理者 仙台市青葉区高森四丁目二番地の一五
 衆議院比例代表選出議員選挙 高橋 裕 喜

選 挙 長 白石市城北町二番一六号
 同職務代理者 仙台市泉区市名坂字石止九九番地の八ブラウド
 泉市名坂四〇三 三浦 智 義
 佐々木 とし子

○宮選管告示第百十一号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十一年八月三十日執行の
 衆議院議員総選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。
 平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健 一

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙会
 一 場 所 仙台市青葉区上杉二丁目二番三号 宮城県自治会館
 二 日 時 平成二十一年九月二日 午後一時
 衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会
 一 場 所 仙台市青葉区上杉二丁目二番三号 宮城県自治会館
 二 日 時 平成二十一年九月二日 午後一時
 ○宮選管告示第百十二号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条及び同法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条で準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条の規定により、平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会

長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
 平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健 一
 宮城県審査分会長 白石市城北町二番一六号 佐々木 とし子
 同職務代理者 仙台市泉区市名坂字石止九九番地の八ブラウド 三浦 智 義
 ド泉市名坂四〇三

○宮選管告示第百十三号
 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条で準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりとする。
 平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健 一
 一 場 所 仙台市青葉区上杉二丁目二番三号 宮城県自治会館
 二 日 時 平成二十一年九月二日 午後一時

○宮選管告示第百十四号
 平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することができる金額は次のとおりである。
 平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健 一
 宮城県第一区 候補者一人につき 金 一五、一四七、七〇〇円
 宮城県第二区 候補者一人につき 金 一五、四四〇、五〇〇円
 宮城県第三区 候補者一人につき 金 一三、四四八、七〇〇円
 宮城県第四区 候補者一人につき 金 一四、〇九七、七〇〇円
 宮城県第五区 候補者一人につき 金 一三、五〇二、〇〇〇円
 宮城県第六区 候補者一人につき 金 一三、六〇〇、六〇〇円
 ○宮選管告示第百十五号

平成二十一年八月十七日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに

第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一八三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八四、八五五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、二九七	岩沼選挙区	一一、八一九
宮城野選挙区	四九、七九八	登米選挙区	二二、九八三
若林選挙区	三四、九〇九	栗原選挙区	二一、九八八
太白選挙区	五九、〇九七	東松島選挙区	一一、六五一
泉選挙区	五六、一九四	大崎選挙区	三七、〇四七
石巻・牡鹿選挙区	四八、二二二	柴田選挙区	二二、一一六
塩釜選挙区	一六、一五八	亘理選挙区	一四、五五九
気仙沼選挙区	一七、八五九	宮城選挙区	一三、一四〇
白石・刈田選挙区	一四、八三六	黒川選挙区	二二、二八二
名取選挙区	一八、八〇八	加美選挙区	九、四五九
角田・伊具選挙区	一三、五〇一	遠田選挙区	一一、二四七
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、三九二	本吉選挙区	八、〇三三

○宮選管告示第百十六号

平成二十一年八月十七日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

三八四、八五五

○衆選一告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 佐藤健一

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選一告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 佐藤健一

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時

○衆選一告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 佐藤健一

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番二号 宮城県自治会館

○衆選二告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 佐藤 健一

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時

○衆選三告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 吉田 幸彦

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番二号 宮城県自治会館

○衆選三告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 吉田 幸彦

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時

○衆選四告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙長の事務を

行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 吉田 幸彦

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選四告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 吉田 幸彦

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十一年八月二十七日 午後五時

○衆選五告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 川村 武

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選五告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 川 村 武

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十一年八月二十七日 午後五時

○衆選六告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区

選挙長 川 村 武

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選六告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区

選挙長 川 村 武

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十一年八月二十七日 午後五時

○衆比選告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 佐々木 とし子

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十一年八月十八日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 佐々木 とし子

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十一年八月二十七日 午後五時

○国審官告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮城県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

最高裁判所裁判官国民審査

宮城県審査分会長 佐々木 とし子

一 平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十一年九月二日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館